

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行、以下「原災法」という。）第7条第1項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

1. 修正年月日：平成29年3月28日

2. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害 事前対策の 実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<p><第1～2節> ○組織改正に伴う組織名称の変更等 ・組織改正に伴い組織名称が変更となった部署等について本店対策本部の体制や要員の招集経路等を見直しする。</p> <p><第5節> ○原子力事業所災害対策支援拠点候補場所の変更 ・原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の一部を「和田社宅横用地」から「原子力研修センター横用地」へ見直しする。</p> <p><第8節> ○美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う変更 ・美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う同センターの組織概要、支援内容および保有資機材等を変更する。</p>
第3章 緊急事態応 急対策の実 施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第4章 原子力災害 中長期対策 の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—